

作成日: 2015/3/18

改訂日: 2024/6/1

安全データシート

Safety Data Sheet

1. 化学品及び会社情報

【化学品の名称】	SB-55
【供給者の会社名称】	株式会社 システムブレイン
【住所】	〒163-1030東京都新宿区西新宿3-7-1 N30階
【電話番号 FAX 番号】	TEL03-5326-3435 Fax03-6800-7772
【推奨用途】	除カビ
【使用上の制限】	推奨用途以外には使用しない

2. 危険有害性の要約

【化学品のGHS分類】

《物理化学的危険性》

金属腐食性物質: 区分1

《健康有害性》

皮膚腐食性/刺激性: 区分1

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分1

特定標的臓器毒性(単回ばく露): 区分2(呼吸器)、区分3(気道刺激性)

《環境有害性》

水生環境有害性 短期(急性): 区分1

水性環境有害性 長期(慢性): 区分1

上記で記載がない危険有害性は「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当。

【GHSラベル要素】

《絵表示又はシンボル、注意喚起語》



危険

《危険有害性情報》

- ・金属腐食のおそれ
- ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
- ・臓器の障害のおそれ(呼吸器)
- ・呼吸器への刺激のおそれ
- ・長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

《注意書き》

＜安全対策＞

- ・他の容器に移し替えないこと。
- ・ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

- ・屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- ・この製品を使用するときに飲食又は喫煙をしないこと。
- ・必要な時以外は環境への放出を避けること。

< 応急措置 >

- ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚(または髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水(またはシャワー)で洗うこと。
- ・汚染した衣類を再使用する場合には洗濯すること。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・漏出物を回収すること。
- ・物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。

< 保管 >

- ・耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管すること。
- ・換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。
- ・施錠して保管すること。

< 廃棄 >

- ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

【GHS 分類に該当しない他の危険有害性】

- ・酸との接触により塩素ガスを発生する。

【重要な兆候及び想定される非常事態の概要】

特になし

3. 組成及び成分情報

【化学物質・混合物の区別】 混合物

化学名又は一般名	濃度	CAS No.	化審法番号、その他の情報
水酸化ナトリウム	1.8%	1310-73-2	1-410 労働安全衛生法表示物質
次亜塩素酸ナトリウム	4.3%	7681-52-9	有効塩素濃度
炭酸ナトリウム	1.8%	497-19-8	1-164 労働安全衛生法表示物質
界面活性剤	非公開	非公開	非イオン
その他成分、水	非公開	非公開	

4. 応急措置

【吸入した場合】

分解して発生した塩素ガスを吸入した場合、直ちに空気の新鮮な場所へ移動させ、安静にさせる。気分が悪い場合は医師の診断を受ける。

ミスト等を吸入した場合、直ちに新鮮な空気へ移動させ、安静に努める。水でうがいをし、口、喉を良く洗い流す。直ちに医師の診断を受ける。

【皮膚に付着した場合】

直ちに汚染された衣類を脱ぎ、付着部位を多量の水で洗い流す。かゆみ等の異常がある場合は医師の診断を受ける。洗浄が遅れたり不十分だと、皮膚障害を生ずるおそれ

がある。付着した作業衣、衣類、靴等は脱ぎ去り、洗浄又は洗濯する。

【眼に入った場合】

直ちに多量の水で水道水で15分以上注意深く洗い流す。まぶたの裏側まで十分に洗浄する。コンタクトレンズは外す。速やかに医師の診断を受ける。アルカリを含むため、処置が遅れると視力低下や失明などを起こす可能性がある。塩素ガスで眼に違和感が発生した時も同様の処置を行う。

【飲み込んだ場合】

直ちに口をすすぐこと。牛乳を飲み、医師の診断を受ける。アルカリ性の為吐き出させるとかえって危険である。

【急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候症状】

眼、皮膚等の組織に強い腐食性がある。たんぱく質を分解する作用があり、付着した場合完全に取り除かない場合、次第に組織の深部に及ぶおそれがある。特に眼に入ると視力の低下や失明を起こす。希薄溶液でも繰り返し接触していると、皮膚表面の組織を侵し、直接刺激性の皮膚炎または慢性湿疹の症状を呈する。濃度が濃い場合は急激に接触部を腐食する。ミスト、蒸気、塩素ガスを吸入すると気道を侵す。肺水腫等の症状は遅れて発現する場合がある。誤って飲み込んだ場合、口腔、喉、食道、胃の粘膜を侵す。

5. 火災時の措置

【適切な消火剤】

泡、粉末、散水など通常の消火剤

【使ってはならない消火剤】

多量の場合、酸との接触により有害な塩素ガスを発生するので、炭酸ガス消火剤や酸性粉末消火剤は避ける。

【火災時の特有の危険有害性】

加熱により有毒で腐食性の塩素ガスを生じる。その他、燃焼により刺激性、毒性、腐食性又は爆発性のガスを発生させる可能性がある。液はアルカリ性である。

【特有の消火方法】

不燃性であるが、水分が蒸発した後の残分は可燃性である。周辺火災の場合は速やかに容器を移動する。困難な場合は容器及び周辺に散水して冷却する。

【消火活動を行う者の特別な保護及び予防措置】

消火活動は保護具を着用して風上から行い、有害なガス等の吸入、接触を避ける。状況に応じて防毒マスク等を着用する。

6. 漏出時の措置

【人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置】

作業の際は保護具を着用し、飛沫が皮膚に付着しないようにする。屋内の場合は十分に換気を行う。

【環境に対する注意事項】

漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないよう注意する。

【封じ込め及び浄化の方法及び機材】

少量の場合、空容器に回収してから水で十分に洗浄する。可燃物である布やおがくずに吸収させない。多量の場合は盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理

を行う。漏れた液やこぼれた液を密閉式の容器に出来る限り集める。漏出した場所は大量の水で洗い流す。濃厚な廃液が下水、河川に流出しないように注意する。

【二次災害の防止策】

危険区域から立ち退く。付近の着火源になるものを取り除く。漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。下水等に排出されないよう注意する。酸との混合は塩素ガスを発生するので行わない。可燃物である布や紙類に染み込んだ場合は火災になる可能性があるため、速やかに水で洗浄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

【取扱い】

《技術的対策》

適切な保護具を着用し、吸入、眼、皮膚、衣類への接触を避ける。室内で使用する場合は換気を十分に行う。こぼれた場合濡れた雑巾又はモップ等で拭き取る。雑巾はすぐに水洗いすること。

《安全取扱注意事項》

酸性洗剤と接触したりpHが低下すると塩素ガスを発生するため注意が必要である。他の洗剤と混ぜない。容器の落下、転倒に注意し、衝撃を与えたり引きずる等の粗暴な扱いをしない。漏れ、溢れ、飛散などしないようにし、みだりにミストや蒸気を発生させない。フタを開けるときに液が跳ねることがあるので注意する。衣類等を脱色させる。

《接触回避》

酸性物、還元性物質、酸化性物質、可燃物、金属類との接触を避ける。

《衛生対策》

取扱い後は手洗い、洗顔を十分行い、また衣類に付着した場合は着替える。作業域内では飲食、喫煙をしてはならない。休憩場所へは、手袋、その他汚染された保護具を持ち込んではない。

【保管】

《安全な保管条件》

容器は直射日光を避け、涼しい屋内に保管する。換気の良い場所で容器を密栓する。子供の手の届かない場所に保管する。凍結させない。高温、直射日光で分解して有効塩素が揮散する。重金属類(銅、鉄など)のイオンが混入すると激しく分解を起こすことがある。

《安全な容器包装材料》

破損が無い限り既存の容器を使用する。飲食物の容器を使用しない。

PP又はPEを使用する。金属、特に鉄、アルミニウムを使用してはならない。

【特別な注意事項】

使用した残りの洗剤を容器に戻さない。汚れの混入した洗剤は保管できません。

8. ばく露防止及び保護措置

【設備対策】 取扱いについては十分に換気を行う。取扱い場所にはシャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

【管理濃度】 設定なし

【許容濃度】 日本産業衛生学会(2009年): 2mg/m³(水酸化ナトリウム)

ACGIH(2009)STEL(C): 2mg/m³(水酸化ナトリウム)

【保護具】

呼吸用保護具:	通常は必要なし。 蒸気、ミスト、塩素ガス発生時はハロゲンガス対応マスク。 火災時は送気マスク又は自給式空気呼吸器。
手の保護具:	不浸透性手袋
眼又は顔面の保護具:	ゴーグル型等の保護眼鏡、保護面
皮膚及び身体の保護具:	不浸透性の保護衣、保護長靴、前掛け等

9. 物理的及び化学的性質

物理状態及び色:	淡黄色液体
臭い:	塩素臭
融点／凝固点	データ無し
沸点又は初留点及び沸点範囲:	約 100°C
可燃性:	無し
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界:	データ無し
引火点:	無し
自然発火点:	データ無し
分解温度:	データ無し
pH:	12 以上
動粘性率:	データ無し
蒸気圧:	データ無し
密度及び／又は相対密度:	比重 1.118 (25°C)
相対ガス密度:	データ無し
粒子特性:	データ無し

10. 安定性及び反応性

【反応性】	酸との混合により有害な塩素ガス、二酸化炭素を発生する。 アルミニウムなどの金属と反応して水素ガスを発生する。 加熱すると分解してその他のガスを発生する場合がある。 酸化性で還元性物質とは激しく反応する。
【化学的安定性】	直射日光や熱、酸素により徐々に有効塩素を失う。
【危険有害反応可能性】	自己反応性、爆発性無し。常温でも徐々に次亜塩素酸が分解する。
【避けるべき条件】	直射日光、熱、
【混触危険物質】	酸性物質、還元性物質、有機物、重金属類、アミン、アンモニア
【危険有害な分解生成物】	燃焼により、塩素、一酸化炭素、二酸化炭素を生成する。
【その他】	本液剤は内容成分の性質上 1 年以内に使い切り下さい。

11. 有害性情報

急性毒性:	区分に該当しない
皮膚腐食性／刺激性:	pHが 11.5 以上のため区分 1 とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性:	pHが 11.5 以上のため区分 1 とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性:	分類できない
生殖細胞変異原性:	分類できない

発がん性:	分類できない
生殖毒性:	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	区分 1(呼吸器)に該当する成分(水酸化ナトリウム)を1%以上含有するため、区分 2 とした。 次亜塩素酸ナトリウムが持つ強い酸化性による 気道刺激性があるため、区分 3 とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露):	分類できない
誤えん有害性:	区分に該当しない

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性):	次亜塩素酸ナトリウムのデータ、「甲殻類(ニセネコゼミジンコ属の一種)の24時間LC50 = 5 μgFAC/L (EU-RAR (2007))」から濃度換算を行い、区分 1 とした。
水生環境有害性 長期(慢性):	次亜塩素酸ナトリウムのデータ、「魚類の134日間NOEC = 5 μgTRC/L (EU-RAR (2007))」から濃度換算を行い、区分 1 とした。
生態毒性:	アルカリ性、酸化性であるため大量に流出すると水生生物に対して影響を及ぼす可能性がある。
残留性・分解性:	データ無し
生体蓄積性:	データ無し
土壤中の移動性:	データ無し
オゾン層への有害性:	モントリオール議定書該当物質を含有しない。

13. 廃棄上の注意

【残余廃棄物】

廃棄においては関連法規及び地方自治体の基準に従うこと。

多量の場合、都道府県知事の許認可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。ごく少量の場合は、原液1に対してA用リンス剤1の割合で施工面に噴霧した後、多量の水道水で希釈して洗い流す。この時塩素ガスの発生に注意し、換気の良い場所で行うこと。

【汚染容器及び包装】

内容物を多量の水道水で洗浄した後に、各自治体の指定する方法で処理する。

【その他の注意事項】

強アルカリは特別管理産業廃棄物に該当する場合がある。

14. 輸送上の注意

【国連番号】	3098
【品名】	その他の酸化性物質(液体)(腐食性のもの)
【国連分類】	クラス 8(腐食性物質) 【容器等級】 III
【海洋汚染物質】	有害液体物質 Y 類物質リスト (196)次亜塩素酸ナトリウム溶液(濃度が 15%以下のものに限る)
【国内規制】	
	船舶安全法、航空法に定められている運送方法に従う(腐食性物質)。
【特別な安全対策】	

運搬に際しては容器に漏れのない事を確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。その他、労働安全衛生法などの法令に定めるところに従う。直射日光下や高温にさらすと分解を促進するので避ける。

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法:	水酸化ナトリウムの含有量が5%未満のため非該当。
労働安全衛生法:	第57条(表示等)、第57条の2(文書の交付等)、第57条の3(リスクアセスメント) (1122)水酸化ナトリウム 1.8% (1189)炭酸ナトリウム 1.8%(R7.4.1 以降該当) 規則第326条:腐食性液体 規則第594条の2:皮膚等障害化学物質(不浸透性の保護具等の使用義務物質) 水酸化ナトリウム、炭酸ナトリウム
水質汚濁防止法:	指定物質(53)次亜塩素酸ナトリウム (6)水酸化ナトリウム
化学物質管理促進法 (PRTR法):	非該当

16. その他の情報

【引用文献】

製品評価技術基盤機構 GHS 分類結果
厚生労働省 職場の安全サイト化学物質情報
原料メーカーSDS
他

ここに記載された情報は、当社の最善の知見に基づくものですが、全ての情報を網羅しているものではなく、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。新たな情報を入手した場合には追加、訂正されることがあります。全ての化学品には未知の有害性があり得る為、取り扱いには細心の注意が必要です。注意事項は通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、その用途、用法に適した対策を実施して下さい。

本品の適正に関する決定は使用者の責任において行ってください。
製品仕様は製品改良のため予告なく変更することがあります。